

# 学術活動に関する内規

## 第1章 総則

- 第1条 この内規は、(一般社)徳島県臨床検査技師会(以下「会」という)における学術活動に関する諸費用の取り扱いについて定める。
- 第2条 この会の学会、講演会、研修会ならびに部門別検査研究班の学術活動を対象とする。
- 第3条 部門別検査研究班は(以下「研究班」という)、総会において承認された研究班をさす。

## 第2章 経費

- 第4条 研究班は、総会の前に今年度の事業計画書を会長に提出しなくてはならない。
- 第5条 事業計画に要する経費は、理事会の承認を受けなくてはならない。
- 第6条 経費は、事業費、参加費、広告料および補助金をもって充てる。
- 第7条 過剰に費用が発生した場合は、理事会で説明し承認を受けた後、追加支給される。
- 第8条 残った金額(以下残金)は、年度末、会計担当理事に返却しなくてはならない。

## 第3章 参加費

- 第9条 各研究班の定例勉強会等において、経費が発生しない場合の参加費は原則として徴収しない。
- 第10条 実習の材料費、会場費等で経費が発生する場合は、研修会内容によって設定した参加費を徴収する事とする。

## 第4章 講師料

- 第11条 この会が主催あるいは共催する学会、講演会、研修会、勉強会等において講師に対する講師料を支給することができる。
- 第12条 講師料は、教授 70,000 円、准教授・講師 50,000 円、助教・技師長 30,000 円、技師 20,000 円を、講演時間 60 分とした場合の目安とし、各検査研究班班長の裁量権で決定する。
- 但し、日本臨床衛生検査技師会(以下日臨技)主催の場合は日臨技規定に準ずる。

## 第5章 講師の交通費・宿泊費

- 第13条 講師の交通費の種類は、鉄道賃(グリーン料金を除く)、船賃(1等料金を除く)、航空賃(エコノミークラスのみ)およびバス賃とし、実費支給とする。但し、可能な限り割引料金の適応を依頼する。
- 第14条 講師の宿泊費は実費支給とする。

## 第6章 スタッフの行動費・交通費・宿泊費

第15条 スタッフの行動費は1日5,000円を上限とする。

第16条 交通費・宿泊費は前章および徳臨技内規に準ずる。

第17条 検査モデル料は、1日10,000円以内とする。

## 第7章 演題発表者および座長（司会）担当者への交通費

第18条 対象学会は、全国医学検査学会および中国・四国医学検査学会とする。

第19条 演題発表あるいは座長（司会）を行う正会員を対象とする。

第20条 補助金額は一律10,000円とする。ただし、徳臨技以外からの旅費、宿泊費、日当等が一切ないことを条件とする。

第21条 申請者は、事前に申請関係書類を提出し会長の承認を得る。帰任後は、参加証（コピー可）の提出を以て報告書に代える。

第22条 本会主催・本県開催の学会は、対象外とする。

## 第8章 非会員の学術活動への参加

第23条 臨床検査技師免許あるいは衛生検査技師免許を有する非会員が、本会の学術活動に参加する場合は、会員が支払う参加費に5,000円を加えた費用を参加費とするが、他県技師会員については原則、会員と同額とし、主催者の裁量権で参加費を決定できるものとする。

第24条 資格を持たずに検査業務に携わっている者は、県会員になれば、会員と同じ参加費とする。

第25条 県会員でない無資格者は、会員が支払う参加費に5,000円を加えた費用を参加費とする。

第26条 他職種の参加費は、原則、会員と同じ金額とするが、主催者の裁量権で参加費を決定してもよい。

## 附 則

1. この内規は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。
2. この内規は平成19年4月1日より施行する。
3. 平成25年7月1日一部改訂
4. 平成30年8月10日一部改訂（第4章・第7章）
5. 令和5年8月29日一部改訂（第6章）